

女性活躍推進法に基づく  
長野原町特定事業主行動計画

長野原町長

長野原町議会議長

長野原町教育委員会

## 長野原町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和 3 年 4 月 1 日

改正 令和 4 年 4 月 1 日

長野原町長

長野原町議会議長

長野原町教育委員会

長野原町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条に基づき、長野原町長、長野原町議会議長、長野原町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

### 1. 計画期間

法は令和 7 年度までの時限立法となっており、本計画の期間については前回の計画期間から引き続き、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

### 2. 計画推進に向けた体制等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課が中心となり、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととする。

### 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 19 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、長野原町長、長野原町議会議長、長野原町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局、町議会事務局、町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 育児休業、男性職員の配偶者出産休暇取得状況について

①男女別の育児休業取得率及び平均取得期間（令和3年度）

	育児休業対象者	育児休業中	復職者	取得率	平均取得期間
男	5	0	0	0.0	—
女	7	6	1	100.0	1年6ヶ月

②男性職員の配偶者出産休暇及び育児休業参加のための休暇の取得状況

令和3年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数 (A)	配偶者出産休暇を取得した職員数 (B)	育児参加のための休暇を取得した職員数 (C)	配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を取得した職員数 (D = B + C - 両休暇とも取得した職員数)	配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて5日以上取得した職員数 (E)
5	4	0	4	0

③目標

- ・ 令和7年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を10%以上にする。
- ・ 令和7年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を80%以上にする。

(2) 採用職員の状況について

①一般職の女性職員の採用割合（令和3年度）

	男	女	計
受験者数	4	3	7
合格者数	1	1	2

②目標

- ・ 令和7年度までに、女性職員の採用割合を40%以上にする。

#### 4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、長野原町長、長野原町議会議長、長野原町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

##### (1) 育児休業、男性職員の配偶者出産休暇取得の促進

- ・ 男性における家事や育児への参画が女性活躍推進へつながるだけでなく、多様な価値観の醸成及び職場全体における働き方の改善につながるため、育児休業を含めた配偶者の出産休暇、男性の育児参加に係る休暇等の取得活用促進に努める。
- ・ 年次休暇や育児休業、育児参加に係る休暇等の取得を促進するために、安心して制度利用ができる雰囲気づくりや職場全体へ制度の周知を行うなど、意識向上を図る。
- ・ 育児休業等の取得において、育児休業等からの円滑な復帰に資する研修や所属職場における連絡体制の確保など、必要な支援を行う。

##### (2) 採用試験の女性受験者数の拡大

- ・ 職員採用にあたっては幅広い募集を行いつつ、女性の積極採用を推進し、男女問わず働きやすい職場環境等の整備に努める。